

# 平成27年度事業計画書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

## 八女市社会福祉協議会基本構想・基本計画

### □ まちづくりの推進目標（基本構想）

だれもが自分らしく生きるために ともに支えあい

こころ豊かに 安心して暮らせる 福祉のまちづくりをすすめよう

### □ まちづくりの基本方針（基本計画）

- ① 誰もが安全に、安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめます。
- ② 活動の主体と場を、「住民」と「小地域」に求める小地域福祉活動を展開します。
- ③ 在宅福祉サービスを通じて総合的な生活支援を行います。
- ④ 「お互いさま」と支え合える参加と協働の輪をつくります。
- ⑤ 住民一人ひとりの権利を尊重する事業に取り組みます。
- ⑥ 思いやりのこころを育むまちづくりをすすめます。

# 平成27年度事業計画書

## 基本方針

昨年度は、社会福祉法に基づく福祉サービス利用援助事業として、独自に「八女あんしんサポート事業」を始めました。この事業では、認知症、知的しょうがい、精神しょうがいなどで、判断能力が不十分な方を中心に、福祉サービス利用の手続き及び日常の金銭管理の支援などを行っています。さらに、財産管理を必要としている人や、判断能力が著しく低下した人には関係機関と連携しながら成年後見制度の活用を勧めている現状です。

また、平成25年度に策定した地域福祉活動計画を推進するために、4つのプロジェクト（発展・強化計画、ボランティアセンター事業、小地域福祉ネットワーク事業、買い物支援事業）を創設して調査・研究を行い、実施案として、小地域ネットワーク活動の基礎組織の整備やボランティアセンターの充実などをまとめてきました。

本年度は、これらの調査・研究を基に、行政区長会、民生委員児童委員連絡協議会、未来づくり協議会等の協力支援をいただきながら、地域福祉活動計画の推進を行います。

その他にも、地域福祉を推進する団体として、ふれあいいきいきサロン等交流事業の拡大や、生活支援ボランティア活動の組織化、災害ボランティアセンター事業の強化、福祉有償運送の範囲の拡大、平成29年移行予定の介護予防事業（地域支援事業）への対応、権利擁護センター（成年後見支援センター等）の研究、生活困窮者自立支援事業の研究、総合相談（ワンストップ機能）の強化、「八女市民福祉のつどい」（八女市市制施行60周年・合併5周年・社協創立60周年記念事業）の開催、社協だより等による広報活動、福祉サービスの利用支援等を行う高齢者相談センター事業、介護保険サービスや介護予防のためのサービス、障害者総合支援法によるサービスの提供等の在宅福祉サービス等を実施します。

## 1 重点目標（基盤整備）

- (1) 一人暮らし高齢者などの見守り、声かけ等を行う小地域ネットワーク活動やふれあいサロンの支援等、住民参加による小地域福祉活動の推進と活動の基盤づくり
- (2) ボランティア活動のプラットフォームシステムづくりなどボランティアセンターの機能強化
- (3) 日常の金銭管理や福祉サービスの利用等を支援する八女あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）等市民の権利を擁護する事業の展開
- (4) 広報紙やホームページ等による地域福祉活動の広報活動の強化
- (5) 福祉のまちづくりを推進するための社協組織・体制の充実

## 2 実施計画

総務部門、地域福祉活動部門、在宅福祉事業部門、施設管理部門も含めて互いに連携を図りながら、各事業を進めるよう努めます。社協が推進する地域福祉活動の主体と場を、住民と小地域に求め、住民の主体的な活動を支援し、日常生活圏域における相談から支援まで一体的、総合的な（制度によるサービスのみならず、インフォーマルな支援活動もあわせて。）活動の展開をめざします。また、本所・支所のそれぞれの地域特性を考慮し、円滑な事業展開に努めます。

- (1) 法人運営事業部門

- ア 理事会
- イ 評議員会
- ウ 監査
- エ 委員会
  - (ア) 生活福祉資金調査委員会
  - (イ) 福祉資金貸付委員会
- オ 諸規程の制定
- カ 人事、給与
- キ 予算、決算、及び経理
- ク 財産の管理、物品の保管
- ケ 社協会員制度

(2) 地域福祉活動推進部門（ふれあいのまちづくり事業） → (p 7～「別紙資料1」参照。)

① ふれあい福祉センター（暮らしの総合相談）事業の実施 → (p 8参照。)

- ア 各種相談の実施
  - (ア) 心配ごと相談事業
  - (イ) 法律相談事業
  - (ウ) 司法書士相談事業
- イ 心配ごと相談員研修会の開催
- ウ 関係機関学習会（研修会）の参加
- エ 各相談機関との連携と情報提供等の提言

② 小地域福祉活動の推進 → (p 8参照。)

- ア 小地域ネットワーク活動の推進
- イ 住民参加による地域福祉活動の基礎組織や担い手づくり
  - (ア) 「福祉部会（総称）」（まちづくり団体毎）
  - (イ) 「福祉ネットワーク推進委員会」（行政区、民生委員児童委員担当区毎）
  - (ウ) 「福祉委員」（行政区毎）
  - (エ) 「見守り連絡員」
- ウ 地区説明会や懇談会等の開催
- エ 災害行動要支援者支援事業への協力
- オ 要援護者等の情報の共有化とプライバシー保護の仕組みづくり
- カ 当事者団体の組織化と活動の活性化
  - a しょうがい者団体連絡会組織化の推進

③ 住民参加による地域福祉事業の推進 → (p 10参照。)

- ア ふれあいサロン活動の支援
  - (ア) ふれあいサロン立ち上げの支援
  - (イ) ふれあいサロン支援者養成講座の開催
  - (ウ) ふれあいサロン運営費の助成
  - (エ) 校区ふれあいサロン連絡会議の開催
  - (オ) ふれあいサロン活動を担う当事者団体への支援
  - (カ) ふれあいサロンに参加しない人、できない人、閉じこもりがちな人などの実態把握

## の検討

(キ) ふれあいサロンとして登録されていない地域のふれあいの場の実態把握やふれあいサロンの開催場所（自宅開放型等）の検討

### イ 世代間・団体間の交流事業の実施

(ア) 福祉サービス利用者と地域住民、保育園児及び小学校児童による「ふれあい田んぼ」

(イ) 中学校生徒との福祉学習交流会事業

(ウ) 福祉センター等を利用した子ども、しょうがい者、高齢者等多世代が交流できる事業の検討

## ④ 広報啓発活動の充実 → (p 11 参照。)

ア やめ社協だよりの発行 (年12回)

イ 社協ホームページの活用

ウ 社協事業パンフレットの活用

エ FM八女等メディアの活用

## ⑤ 福祉教育活動の推進 → (p 12 参照。)

ア 暮らしと福祉の講座の開催

イ 校区福祉のつどいの推進

ウ 福祉教育教材「ともに生きる」の活用促進

エ 福祉体験学習・講座の支援 (小・中・高等学校等)

オ 「八女市民福祉のつどい」の開催

## ⑥ 関係機関 (実務者等) との連携 → (p 12 参照。)

ア 福祉、保健、医療機関 (実務者等) との連携

イ 民生委員児童委員、民生委員児童委員連絡協議会活動への協力

## ⑦ 各福祉事業 (団体) の活動支援 → (p 12 参照。)

### ア 高齢者福祉事業の推進

(ア) 老人クラブ連合会活動への協力及び助成

(イ) ひとり暮らし高齢者の会活動への協力及び助成

(ウ) 在宅介護者の会活動への協力及び助成

(エ) 合同金婚式の開催

### イ しょうがい児 (者) 福祉事業の推進

(ア) 身体障害者福祉協会への協力及び助成

(イ) 各福祉作業所への協力及び助成

(ウ) 視覚障害者福祉協会活動への助成

(エ) 聴覚しょうがい者協会への助成

(オ) 精神障害者家族会への助成

(カ) 知的障害児・者の会 (障害者の明日をつくる会) への助成

(キ) はばたけ三つ輪の会 (しょうがい児者と家族の会) への助成

(ク) こぶたの会 (心身しょうがい児の療育を進める会) への助成

(ケ) しょうがい者団体連絡会への協力及び助成

### ウ 母子寡婦福祉事業の推進

(ア) 母子寡婦福祉会活動への協力及び助成

(イ) 母 (親) と子のつどい等母子・父子ふれあい事業への助成

- エ 青少年健全育成事業や児童福祉活動への協力、助成
  - (ア) 子ども会事業への助成
  - (イ) 青少年健全育成事業への助成
- オ その他の福祉活動への協力、助成
  - (ア) 共同募金会八女市支会への協力
  - (イ) 日本赤十字社八女市地区への協力
  - (ウ) 八女市献血推進協議会への協力及び助成
  - (エ) 民生委員・児童委員連絡協議会への活動助成
  - (オ) 保護司会への活動助成
  - (カ) 遺族連合会活動への協力
  - (キ) 若年認知症の会への協力及び啓発活動
- ⑧ 八女あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）の推進 →（p14参照。）
  - ア 専門員の配置
  - イ 福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理の支援
  - ウ コーディネート機能の強化
  - エ 処遇困難ケースについて協議する「ケース会議」の開催
  - オ 生活支援員養成講座の開催
  - カ 生活支援員研修会及び連絡会の開催
  - キ 日常生活自立支援事業をより使いやすいかたちにして提供するための研究
  - ク 成年後見支援センター等権利擁護事業の検討
- ⑨ 福祉資金貸付事業 →（p14参照。）
 

低所得者世帯、高齢者及びしょうがい者世帯などへの資金の貸付を行うとともに、借受世帯の自立更正を促進します。

  - ア 生活福祉資金貸付業務（県社協からの事務委託）
  - イ 福祉貸付金の貸付業務
  - ウ 外援助資金貸付
  - エ 委員会の開催
    - (ア) 生活福祉資金調査委員会
    - (イ) 福祉資金貸付委員会
  - オ 生活困窮者自立支援事業の研究
- ⑩ 八女市コミュニケーション支援事業 →（p14参照。）
- ⑪ 地域介護予防活動支援事業 →（p15参照。）
  - ア 介護予防のための専門指導士の派遣
    - (ア) 健康運動指導士の派遣
    - (イ) 歯科衛生士の派遣
    - (ウ) 栄養士の派遣
    - (エ) 認知症予防指導士の派遣
  - イ 介護予防講演会の開催
  - ウ 地域介護予防サポーター養成講座の開催
  - エ 地域介護予防サポーターの派遣
- ⑫ 高齢者相談センター事業 →（p15参照。）

(3) ボランティアセンター活動推進事業 → (p 16「別紙資料2」参照)

① 広報啓発活動の充実 → (p 16参照。)

② ボランティアコーディネートの強化 → (p 16参照。)

ア ボランティア活動についての相談、斡旋

イ 福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備

③ ボランティアの育成及び各種講座の企画実施 → (p 17参照。)

ア ボランティア活動支援

(ア) 点訳活動推進の支援と助成

(イ) 手話活動推進の支援と助成

(ウ) 要約筆記ボランティア活動への支援と助成

(エ) 音訳ボランティア活動への支援と助成

(オ) 給食サービス等在宅福祉活動の支援と助成

(カ) 布の遊具作成活動の支援と助成

イ 各種ボランティア講座の開催

(ア) ボランティア入門講座の開催

(イ) 傾聴ボランティア養成講座の開催

(ウ) 生活支援活動のためのボランティア講座の開催検討

(エ) ニーズに応じたボランティア実践講座の開催

④ ボランティアセンターの運営強化 → (p 17参照。)

⑤ 災害ボランティアセンターの基盤整備 → (p 17参照。)

ア 災害ボランティアセンター運営支援者養成講座の開催

イ 災害ボランティアセンターマニュアルの見直し

⑥ ボランティア登録の推進とボランティア保険の加入促進 → (p 17参照。)

⑦ 生活支援ボランティア活動の組織化 → (p 17参照。)

⑧ 外出支援ボランティア活動の実施 → (p 18参照。)

⑨ 住民参加型在宅福祉サービスに対する支援 → (p 18参照。)

⑩ 買物等生活課題の把握 → (p 18参照。)

(4) 在宅福祉サービス部門 → (p 19「別紙資料3」参照。)

① 在宅福祉サービス事業 → (p 19参照。)

ア 生きがいデイサービス事業の受託・実施

イ 二次介護予防事業 (はつらつ健康づくり教室)

ウ 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の受託・実施

エ 給食 (配食) サービス事業の受託・実施

オ 学童保育所の受託・運営

カ シルバーハウジングLSA派遣事業

② 介護保険事業及び介護予防事業 → (p 20参照。)

ア 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業の実施

イ 通所介護事業・介護予防通所介護事業の実施

- ウ 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業の実施
- エ 居宅介護支援事業の実施
- オ 特別養護老人ホーム事業及び短期入所生活介護事業の実施
- ③ しょうがい者福祉サービス事業 → (p 21 参照。)
  - ア 居宅介護事業の実施
  - イ 地域生活支援事業の実施
  - ウ 就労継続支援B型事業の実施
- ④ 葬祭事業 → (p 21 参照。)
  - ア 葬儀用祭壇の貸出事業の実施
  - イ 霊柩車の運行
  - ウ 会葬品等の斡旋
- (5) 施設管理運営部門 → (p 23 「別紙資料4」 参照。)
  - ア 八女市社会福祉会館の運営
  - イ 八女市地域福祉センターの運営
  - ウ 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」の運営
    - ・地域交流センター利用促進のための送迎バスの運行
    - ・直売コーナーの設置
  - エ 八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」の運営
    - ・総合保健福祉センター利用促進のための送迎バスの運行
    - ・食堂事業、売店事業
  - オ 八女市高齢者生活福祉センターの運営
    - ・高齢者生活福祉センター事業の実施
  - カ 特別養護老人ホーム「ゆいのもり」の運営
  - キ 八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」の運営
    - ・高齢者生活福祉センター居住部門運営事業の運営
  - ク 授産所麻生園の運営

## 平成 27 年度地域福祉活動推進部門事業計画書

## ふれあいのまちづくり事業

今日、社会情勢が目まぐるしく変化しており、少子・高齢化の進行、人口減少、働き方の多様化、女性の社会進出、核家族化が進行し、生活様式が多様化しています。また、職場、地域社会や家庭の機能が大きく変容し、扶養機能が低下する中で、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化にともない、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し広がっている背景があり、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社協には、こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みの重点化を図ることが求められています。

これまで、社会福祉協議会は個々の生活問題などに具体的・総合的に対応できるシステムづくりと、各種相談所の設置や小地域福祉活動などを通じて、専門関係機関と連携し、住民参加による地域福祉活動を推進しながら、要援護者への支援体制（ネットワーク）を整備してきましたが、生活課題の深刻化や多様化の状況、様々な機関・団体などが新たな地域福祉活動の実践に取り組む時代にあって、改めて社協の使命や役割が問われています。

このような現状をふまえ、「地域福祉の推進」を図ることを目的とする社協の使命を果たすために、社協の組織の特性と本所・支所の機能を活かしながら、①福祉課題をいち早く発見し解決に結びつける活動の展開、②地域住民が地域の福祉課題に主体的に関わることで、問題を未然に防ぎ、問題が出ても早期に解決が図られるような予防的な福祉の推進のために、住民参加による地域福祉活動を基盤とした小地域福祉ネットワーク活動を推進します。さらに、地域における交流の場（ふれあいいきいきサロン）の設置、各種相談体制の充実、福祉教育活動の強化など、地域（コミュニティ）に主眼をおいて福祉活動を展開する「ふれあいのまちづくり事業」や「ボランティアセンター事業」と、個々の生活問題に主眼をおいて活動を展開する「日常生活自立支援事業」及び「高齢者相談センター事業」などを並行して展開しながら、地域住民の福祉課題を総合的に捉え、福祉のまちづくりをさらに推し進めて行きます。

平成 27 年度は、地域福祉活動計画を具体的に推進していくために、小地域福祉ネットワーク活動の基盤整備（福祉部会（総称）、福祉ネットワーク推進委員会、福祉委員、見守り連絡員など活動の基礎組織や人づくり）、ボランティアセンターの活動強化（ボランティア活動から有償非営利の生活支援活動まで、様々な個人、団体のゆるやかな連携をつくるプラットフォームシステムの導入、ボランティアコーディネーターの配置など）、買物支援や外出支援活動など、住民、行政、福祉団体などと協働して新たな福祉課題や生活課題の状況に合わせた地域福祉の推進を行います。また、合併から 5 年を経過した本会の組織や事業を見直すための発展・強化計画を策定を予定しています。

さらに、生活困窮者が増加するなかで、早期にその支援を行ない、自立の促進を図る生活困窮者自立支援法による事業が平成27年度から実施されることに伴い、市と連携して地域の実情に応じた事業の調査研究を行ないます。

## 1 ふれあい福祉センター事業

複雑多様化した生活課題を抱える地域住民にとって、安心して相談できる窓口は必要不可欠です。本年度も住民の身近な相談窓口として、各種相談所を設置し、心配ごと相談や専門相談などによるニーズの把握や、関係機関との連絡会の開催等により、相談事業のさらなる充実を図ります。

また、もっと身近なところに相談の窓口を設置してほしいという要望も多く、小学校校区や行政区など身近なところで相談を受けられる体制の検討を行います。

相談日については、地域の実情に応じて下記のとおり設定しますが、相談日以外にも職員間で毎日相談を受けることができる体制づくりを行います。

### (1) 各種相談の実施

本所・支所	本所	黒木支所	上陽支所	立花支所
心配ごと相談	第1・3・5水曜日 (13時30分～16時)	第1・3水曜日 (9時30分～12時)	第2・4水曜日 (13時30分～16時)	第2・4水曜日 (9時30分～12時)
法律相談	第2金曜日 (13時30分～16時)	第3金曜日 (13時30分～16時)	第4金曜日 (13時30分～16時)	
司法書士相談	第3金曜日 (13時30分～16時)	第2金曜日 (13時30分～16時)		

### (2) 心配ごと相談員研修会の開催

### (3) 関係機関学習会（研修会）の参加

その他関係機関が開催する学習会（研修会）の参加を得ながら、生活問題解決のための情報（意見）交換を行います。

### (4) 各相談機関との連携と情報提供等の提言

各相談機関が専門化する中で、各相談所の内容が分かりにくくなっています。住民の中にはどこに相談したらいいのか分からないという意見が多く、相談機関までたどり着けない人も多いと推測されます。各相談機関と情報を共有し、共同で情報を発信するなど、「見える」相談所にしていくよう呼びかけを行います。

## 2 小地域福祉活動の推進

要援護者の在宅生活を支えるには、公的サービスとともに家族や近隣住民等、お互い顔の見える範囲での助け合い活動（インフォーマル活動）等によって、地域から孤立させない、具体的取り組みと受け皿づくりが必要です。

さらに、地域住民の生活基盤である小学校区域や行政区単位の生活圏が重視されている中で、住民の理解と参加を得て、そのインフォーマルな力を地域の状況に応じてシステム化（再編成）していく必要があります。

そこで、今年度も引き続き、校区行政区長会、民生委員児童委員連絡協議会、まちづくり協議会及び市担当課等との連携を図りながら、小地域福祉活動を推進します。

### (1) 小地域福祉ネットワーク活動の推進

行政区長会や民生委員児童委員連絡協議会及びまちづくり協議会のメンバー等の協力も得ながら、住民の理解と協力を得て、一人暮らし高齢者等の見守りや安否確認、

軽微な日常生活支援等を主な内容とする小地域福祉ネットワーク活動を推進します。

また、小地域福祉ネットワーク活動を推進するにあたり、悪質な訪問販売等に対する防犯のため、市の消費生活相談窓口との連携（出前講座の開催等）や、災害等非常に備えて、災害ボランティアセンター活動体制の整備を行うとともに、市の避難行動要支援者台帳（旧災害時等要援護者台帳）の整備や避難行動支援者の登録などについて各関係機関との連携を図ります。

(2) 住民参加による地域福祉活動の基礎組織や担い手づくり

小地域福祉活動の基本となる行政区・隣組単位の小地域におけるネットワークにとどまらず、小学校区や旧市町村、さらには市全域を想定した「地域福祉推進会議（仮称）」の設置等、重層的なネットワークの構築を図るために、それぞれの圏域において住民参加による地域福祉活動の基礎組織や担い手づくりを行います。

①「福祉部会」（総称）設置

21のまちづくり団体の地域ごとに、地域の実情に即した小地域福祉活動がそれぞれの地域で展開されるよう関係機関・団体との連携を図るために、様々な地域の代表の方々と本会の職員が、行政や福祉施設の職員などとともに、地域の情報や福祉課題の共有、意見交換などを行うための協議の場として、各まちづくり団体に依頼して、その中に「福祉部会」（部会の名称は団体ごとに異なることもありうるのでその総称として。）の設置を進めます。

福祉部会を組織して定例会や福祉のつどい等の行事開催のための会議を開催してもらい、各地区ごとの活動内容を協議することから活動を始めます。

活動の内容としては次のようなものがあげられます。

ア 地域の生活問題や福祉課題の把握や情報の共有。

イ 課題の解決に向けて、見守り・訪問活動やふれあいいきいきサロンなど、小地域福祉活動の推進についての話し合いを通して、各団体の活動の連携や調整を図る。

ウ 小地域福祉活動への理解と参加を促進する啓発活動（福祉のつどいの開催など）や、福祉制度、サービスなどを知るための学習活動などを行う。

エ 社協職員のみならず行政職員や地域の福祉施設の代表者などにも出席を依頼し、意見交換や協議の場とする。（地域包括支援センターの「小地域ケア会議」と連携。）

オ その他、広報活動や各地域の福祉推進のための計画づくり（地域振興計画の中に地域福祉活動を盛り込むなど。）など。

②「福祉ネットワーク推進委員会」（行政区、民生委員児童委員担当区毎）

小地域福祉活動の基本となる行政区や民生委員・児童委員の担当区で、行政区長と民生委員・児童委員が中心となっただき、災害など非常時に備えて平常時からの見守りや安否確認、ふれあいいきいきサロンのような孤立の防止などのための交流の場づくりやその運営の支援、ちょっとした家事の手助けなどの活動を進める協議体として、「福祉ネットワーク推進委員会」づくりを進めます。また、民生委員・児童委員や行政区長が行う見守り・安否確認のための訪問活動への協力者として「福祉委員」の配置の必要性の有無や、「見守り連絡員」の設置についても協議しながら小地域福祉活動を推進する組織です。

③「福祉委員」（行政区ごと、行政区長、民生委員・児童委員の推薦により社協会長が委嘱）

民生委員・児童委員の中には複数の行政区を担当している方や担当世帯数が多い方などがおられます。また、広い行政区の中に複数の集落が点在しているところもあります。民生委員・児童委員担当区や行政区（集落）ごと、世帯数に応じて、民生委員・児童委員や行政区長が、見守り活動等の協力者として、「福祉委員」を必要と考えられる場合、民生委員・児童委員と行政区長で協議の上推薦をいただき、社協会長が委嘱します。

福祉委員は、行政区内で困りごとに気付いたり、相談に応じるなど、民生委員・児童委員や行政区長が行う見守り・安否確認のための訪問活動への協力者。また、ふれあい・いきいきサロンの運営の応援、ちょっとした家事等の手伝いの支援など、できる範囲で支援いただける方です。

#### ④「見守り連絡員」（隣近所の方）

隣近所の毎日のように顔を合わせられる方で見守りをしていただける人。見守られる方本人が指名する場合や民生委員・児童委員などがお願いする場合があります。避難行動支援者登録制度（旧災害時等要援護者支援制度）の支援員など。

#### (3) 地区説明会や懇談会等の開催

新しく導入する基礎組織や担い手の仕組みなどについて校区ごとに説明会や懇談会を開催し、福祉情報の提供、共有を行い、小地域福祉活動の紹介や身近な生活の場での助け合いや支え合い活動の実態把握に努めます。また、福祉のつどい等を開催しながら、小地域福祉ネットワーク活動の啓発などを行います。

#### (4) 災害行動要支援者支援事業（旧災害時等要援護者支援事業）への協力

小地域福祉ネットワーク活動により、地域の住民組織等の共助による避難支援体制の充実を図るために、災害行動要支援者支援台帳の整備や災害行動要支援者登録に協力を行います。

#### (5) 要援護者等の情報の共有化とプライバシー保護の仕組みづくり

地域福祉活動を進めるためには、要援護者等の情報の共有化などプライバシーに踏み込む必要があり、情報の収集の方法、収集した情報を決して外に漏らさないこと、管理を怠らないことなど、「プライバシーを守る申し合わせ」等の仕組みづくりの検討を行います。

#### (6) 当事者団体の組織化と活動の活性化

福祉課題を解決していくためには、当事者や家族の連帯のみならず、医療機関、福祉施設（事業所）等、関係機関との連携が不可欠となりますので、全市的な当事者団体の組織化に向けた支援を行います。

### 3 住民参加による地域福祉事業の推進

地域の福祉力を高めていくため、地域の実情に応じた住民参加による地域福祉事業の推進に努めます。

#### (1) ふれあいいきいきサロン活動の支援

人間関係の希薄化による生活課題が多様化している中で、改めて住民参加による地域住民同士のつながりの必要性が増しており、継続的なふれあいいきいきサロン活動への支援を行います。

サロン活動の支援を通して、多様化した生活課題に対応していくために、住民相互によるサロン活動の自主運営をめざしていきます。

また、ふれあいいきいきサロンは高齢者が参加する場という認識が広がっており、

若年層の人、しょうがい者、子ども等誰もが参加できるような場になるように支援を行います。

- ①ふれあいいいききサロン立ち上げの支援
- ②ふれあいいいききサロン支援者養成講座の開催
- ③ふれあいいいききサロン運営費の助成
- ④校区ふれあいいいききサロン連絡会議の開催
  - ・サロン活動の運営にかかる事務手続きや事業等の説明及びサロン代表者との情報（意見）交換等を行いながら、サロン活動を推進していくことを目的に、校区単位ごとの連絡会議を開催します。
- ⑤ふれあいいいききサロン活動を担う当事者団体への支援
  - ・ふれあいサロン活動を支援する、ふれあいサロン支援者の会（サロンティア）活動への側面的支援を行います。スキルアップ講座の協力等。
- ⑥ふれあいいいききサロンに参加しない人、できない人、閉じこもりがちな人などの実態把握の検討
- ⑦ふれあいいいききサロンとして登録されていない地域のふれあいの場の実態把握やふれあいサロンの開催場所（自宅開放型等）の検討

## (2) 世代間・団体間の交流事業の実施

地域福祉活動へ参加していただくために、地域性を活かして地域の高齢者と保育園、小学校及び中学校との世代間交流事業を行います。

- ①福祉サービス利用者と地域住民、保育園児及び小学校児童による「ふれあい田んぼ」
- ②中学校生徒との福祉学習交流会事業
- ③福祉センター等を利用した子ども、しょうがい者、高齢者等多世代が交流できる事業の検討

## 4 広報啓発活動の充実

地域福祉活動を推進していくためには、社協の活動を含めた多くの福祉情報を住民の方に提供して地域福祉活動への理解と参加を求めていくことが大切です。その手段として、広報活動の強化を図ります。

### (1) やめ社協だよりの発行（年12回）

福祉の情報紙として「やめ社協だよりの発行」を発行します。社協だよりを通じて地域の福祉課題の提起、地域福祉活動の紹介、福祉情報の提供等を行います。社協だよりは地域住民との大きな接点です。内容の充実を図り、読みやすい紙面づくりに取り組むために、「広報作成委員会」（仮称）の設置を検討します。

### (2) 社協ホームページの活用

八女市社協ホームページを活用して、地域福祉に関する情報等を収集し、地域住民に発信・提供できるよう努めます。

### (3) 社協事業パンフレットの活用

社協の事業組織や事業内容等の情報を地域住民に発信・提供しながら、地域福祉活動への参加を得るために、社協事業パンフレットを活用します。

### (4) FM八女等メディアの活用

FM八女等多様なメディアを活用した広報活動を行います。

## 5 福祉教育活動の推進

地域にある暮らしの課題を他人ごとにするのではなく、地域の人たちの手によって解決、または予防する取り組み（住民主体のまちづくり）を行うとき、地域住民の福祉への意識の高まりが重要な鍵となります。

社協は福祉のまちづくりを進める組織であり、福祉課題を自分のこととして感じられるように、講座やつどい等による情報発信を進め、福祉のまちづくりの土壌を築くことを意識した取り組みを進めています。その時々福祉課題等をテーマに、地域の人たちとともに学んでいきたいと思えます。

### (1) 暮らしと福祉の講座の開催

社協のシンボリックな企画の1つで、地域での福祉課題・生活課題について広くテーマを設定し、年間を通じた企画として取り組みます。

### (2) 校区福祉のつどいの開催

地域の福祉課題を提起する場・啓発の場として開催します。内容等については、校区行政区長会やまちづくり協議会等の関係団体と協議しながら福祉学習の事業として実施します。

### (3) 福祉教育教材「ともに生きる」の活用促進

県社協が作成した福祉教育教材「ともに生きる」を、多くの市内の小中学校に活用していただくよう薦める。

### (4) 福祉体験学習・講座の支援（小・中・高等学校等）

市内の学校等で、福祉体験学習（車いす体験等）や、講師派遣のコーディネート（手話体験・点字体験等）を行います。

### (5) 「八女市民福祉のつどい」

八女市市制施行60周年・合併5周年・社協創立60周年記念事業を開催します。

・期日 平成27年7月26日

・場所 市民会館おりなす八女

・テーマ 「ボランティア活動の振興」

・講師 アグネスチャン氏（歌手・エッセイスト・教育学博士）

## 6 関係機関（実務者等）との連携

### (1) 福祉、保健、医療機関（実務者等）との連携

住民が主体となって実施する地域福祉活動の円滑な推進と充実のために、各保健・福祉機関等との連携を図ります。また、高齢者相談センターや八女あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）の担当者が主催する「ケース会議」に各関係機関の実務者の参加を得ながら、個別支援から地域支援へつなげる事例検討などの処遇困難ケースの検討会やコミュニティ連携会議の開催、情報交換等を行います。

### (2) 民生委員児童委員、民生委員児童委員連絡協議会活動への協力

民生委員児童委員活動と社協活動は地域福祉をすすめるいわば車の両輪であり、社協として民生委員児童委員連絡協議会活動への協力を行います。

## 7 各種福祉事業（団体）の活動支援

地域福祉を推進していく上で、地域住民をはじめ、各種団体・専門機関と連携を深めていくことが重要です。各種の福祉事業（団体）の活動に対する支援・協力を行います。

### (1) 高齢者福祉事業の推進

- ①老人クラブ連合会活動への協力及び助成
- ②ひとり暮らし高齢者の会活動（つどい）への協力及び助成
  - ・地域からの孤立化防止と生きがいづくりのために、一人暮らし高齢者の会の事業等の支援を行います。
- ③在宅介護者の会活動への協力及び助成
  - ・介護を必要とする本人やその家族が住みなれた地域で生活が維持できるよう、在宅介護者の会が実施する介護者のつどいやリフレッシュ事業等の支援を行います。他にも、介護問題や認知症問題を地域の課題として考えていく場づくりとして、在宅介護者の会「ひまわり」と連携しながら各種講座を開催します。  
「家族のための介護について考える講座」
- ④合同金婚式の開催
  - ・黒木校区、立花校区、星野校区に在住の結婚50周年を迎えたご夫婦に対し、合同金婚式を実施します。
- (2) しょうがい児（者）福祉事業の推進
  - ①身体障害者福祉協会への協力及び助成
  - ②各福祉作業所への協力及び助成
  - ③視覚障害者福祉協会活動への助成
  - ④聴覚しょうがい者協会への助成
  - ⑤精神障害者家族会への助成
  - ⑥知的障害児・者の会（障害者の明日をつくる会）への助成
  - ⑦はばたけ三つ輪の会（しょうがい児者と家族の会）への助成
  - ⑧こぶたの会（心身しょうがい児の療育を進める会）への助成
  - ⑨しょうがい者団体連絡会への協力及び助成
- (3) 母子寡婦福祉事業の推進
  - ①母子寡婦福祉会活動への協力及び助成
  - ②母（親）と子のつどい事業などへの助成
- (4) 青少年健全育成事業や児童福祉活動などへの協力、助成
  - ①子ども会事業への助成
  - ②青少年健全育成事業などへの助成
- (5) その他の福祉活動への協力、助成
  - ①共同募金会八女市支会への協力
  - ②日本赤十字社八女市地区への協力
  - ③八女市献血推進協議会への協力及び助成
  - ④民生委員・児童委員連絡協議会への活動助成
  - ⑤保護司会への活動助成
  - ⑥遺族連合会活動への協力
  - ⑦若年認知症の会への協力及び啓発活動

## 8 八女あんしんサポート事業（日常生活自立支援事業）の推進

日常生活において、福祉サービスの利用手続きや、日常の金銭管理に不安のある認知症高齢者や知的・精神しょうがい者の方々への生活支援を行います。また、近年、在宅認知症高齢者の増加と、障害者総合支援法によるしょうがい者の地域移行を見据えて、この事業がより広く地域生活の自立支援に役立つように地域福祉活動に引き寄せて展開し

ます。

- (1) 専門員の配置
- (2) 福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理の支援
- (3) コーディネート機能の強化

利用契約者の生活を捉え、さまざまな地域生活支援の調整を行い、福祉サービス利用援助事業の専門員を補助する役割も併せ持つ“トータルコーディネーター”として、行政各機関をはじめ地域包括支援センターなどの相談機関・団体と連携し、社会的支援を必要としている人たちの相談援助等を積極的に行います。併せて、利用契約者へ具体的支援をしていただく生活支援員の相談対応や需給調整などのコーディネート機能を強化します。

- (4) 処遇困難なケースについて協議する「ケース会議」の開催

日常生活自立支援事業の充実と権利擁護の視点にたった生活支援を図るために、各関係機関の実務者の参加を得ながら、処遇困難ケースの検討や情報交換等を行います。

- (5) 生活支援員養成講座の開催

年々増加する利用契約者のニーズに対応していくためには、研修や事例検討を行なうことが必要です。そのスキルアップを目的に開催します。

- (6) 生活支援員研修会及び連絡会の開催

生活支援員の育成などを目的に事例を交えながら、その時々の実情に応じた研修会や日ごろの活動の困りごとなどについてお互いに共有し、解決を図るための連絡会を開催します。

- (7) 日常生活自立支援事業をより使いやすいかたちにして提供するための研究

- (8) 成年後見支援センター等権利擁護事業の検討

## 9 福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢者及びしょうがい者世帯などへ資金の貸付を行うとともに、借受世帯の自立更生を促進します。

- (1) 生活福祉資金貸付（県社協からの事務委託）

- (2) 福祉資金貸付

- (3) 法外援護資金貸付

- (4) 委員会の開催

- ① 生活福祉資金調査委員会

- ② 福祉資金貸付委員会

- (5) 生活困窮者自立支援事業の研究

## 受託事業

## 10 八女市コミュニケーション支援事業

八女市から委託を受けて、聴覚及び言語機能しょうがい等の「聴覚しょうがい者」に対し、官公庁や教育、医療機関等における相談や市の主催する事業への参加、就職にかかる面接等に手話通訳者を派遣します。

## 11 地域介護予防活動支援事業

八女市から委託を受けて、介護予防を主な目的として、運動器機能向上及び、口腔機能の向上プログラム等を取り入れ、地域派遣講座として、地域のふれあいサロン等で健康体操やレクリエーション等を行う人材の派遣や、健康づくりに関する講座等を実施し、高齢者の介護予防等に努めます。

### (1) 介護予防のための専門指導士の派遣

- ①健康運動指導士の派遣
- ②歯科衛生士の派遣
- ③栄養士の派遣
- ④認知症予防指導士の派遣

### (2) 介護予防講演会の開催

### (3) 地域介護予防サポーター養成講座の開催

地域で高齢者の方などの集いの場で、健康体操など介護予防につながる指導を行い、高齢者の介護予防に努め、介護予防に関する知識の普及・啓発を行う人材を育成するための講座を開催します。

### (4) 地域介護予防サポーターの派遣

これまでの養成講座で、介護予防サポーターとして登録していただいた方を、地域で開催されている老人クラブや地域の介護等へ派遣し介護予防の普及に努めます。

## 12 高齢者相談センター事業

八女市から委託を受けて、高齢者やその家族の方々の生活に関する様々な相談に応じ、保健・福祉サービスが総合的に利用できるように、継続的な支援を行います。

また、校区民生委員児童委員連絡協議会の定例会等にも参加し、お互いに情報交換を行いながら、効果的な支援を展開します。

ア 要援護高齢者等の実態把握に努めます。

イ 高齢者福祉サービス利用のための申請代行を行います。

ウ 虐待などの相談にも応じながら、行政の地域包括支援センター等の関係機関と連携し、権利擁護にも努めます。

エ 高齢者や家族などの相談を総合的に受け止め、地域におけるサービスや機関、制度につなげていきます。

オ 要援護高齢者等の台帳整備に努めます。

カ 処遇困難なケースなどについて協議する「地域連携会議」への参加

高齢者相談センター事業の充実と要援護高齢者等の生活・福祉問題を把握するために、各関係機関の実務者による地域連携会議に参加し、処遇困難ケースの検討や情報交換等を行います。

## 平成27年度ボランティアセンター事業計画書

ボランティア活動は、住民の主体的な参加を活動の基本とし、地域の課題の解決に主体的に取り組むボランティアの存在はますます重要になっています。

しかし、今日のボランティア活動は活動分野が広がり、活動に参加される方も多様化してきているため、多くの住民が利用できるボランティアセンターの機能と役割を果たしていく必要があります。そのためには、無償の活動のみならず、有償の活動も含めて非営利の活動として大きくとらえる視点が必要になります。また、どのような人や団体がどのような活動を行なっているのか分かりにくい現状があります。

生活課題や福祉課題を解決するためには、家事援助活動一つをとってみても、介護保険制度による家事援助サービスのように公的制度で対応できるもの、近隣の住民による見守り活動など小地域福祉ネットワーク活動で対応できるもの、移送など外出支援サービスには会員制で有償の活動として住民参加型在宅福祉サービスで対応できるもの等があり、その人に合った最も有効なサービスを選択できることが望まれます。

このような需給調整（コーディネート）を行う仕組みとして、また、ボランティア活動ができるだけ可視化するためにも、「プラットフォーム」というシステムを検討します。活動を行う個人や団体に登録をしていただき、活動内容、料金等、利用したい人の希望に合ったサービスを選択できるようにすることを目指すものです。

本会ではボランティアセンターの運営を基盤として、ボランティア活動の需給調整を中心に、活動の開拓や研究をはじめ、ボランティアの育成を図るため、地域住民・団体等に広く地域福祉活動への参加と協力を呼びかけます。さらに、ボランティアによる活動が地域福祉の原動力となり、継続的かつ自主的な活動が展開できる体制を整備するため、各種の事業を推進します。

### 1 広報啓発活動の充実

やめ社協だより（年間12回）やホームページでボランティアに関する情報提供を行います。また、FM八女などを活用します。

### 2 ボランティアコーディネート機能の強化

ボランティア活動を推進し、生活課題の解決を図る上で、相談、斡旋、需給調整等のコーディネート機能を強化していくことは重要であり、活動分野も多様化してきている実情等も加味しながら、ボランティアコーディネート機能強化を図ります。

- (1) ボランティア活動についての相談、斡旋
- (2) 福祉活動に関するボランティア活動団体の登録整備

### 3 ボランティアの育成及び各種講座の企画実施

ボランティアの育成を図るために、ボランティア入門講座や実践講座等、活動別の講座内容を充実させ、ボランティアの発掘や受け皿づくりを進めていきます。

(1) ボランティア活動支援

- ①点訳活動推進の支援と助成
- ②手話活動推進の支援と助成
- ③要約筆記ボランティア活動への支援と助成
- ④音訳ボランティア活動への支援と助成
- ⑤給食サービス等在宅福祉活動の支援と助成
- ⑥布の遊具作成活動の支援と助成

(2) 各種ボランティア講座の開催

①ボランティア入門講座の開催

ボランティア活動に関する理解とボランティア活動への参加を促すために入門講座を開催します。

②傾聴ボランティア養成講座の開催

ボランティアの基本姿勢ともいえる、相手の心に耳を傾ける「傾聴」の大切さについて学び、ボランティア育成を図ることを目的に実施します。

③生活支援活動のためのボランティア講座の開催

④ニーズに応じたボランティア実践講座の開催

各ボランティアグループと連携しながら、ボランティアのスキルアップを目的とした学習会や、啓発のための講座等を必要に応じて行います。

4 ボランティアセンターの運営強化

ボランティアセンターの運営を強化するために、ボランティアコーディネーターを配置します。

また、現在活動している団体の紹介、登録のみえる化を行い、需給調整など活動の活性化を図ります。

5 災害ボランティアセンターの基盤整備

災害時に組織的・効果的な支援活動ができるよう、災害ボランティアセンターの基盤整備を行います。また、基盤整備にあたり、災害時に有機的に機能するネットワークの構築をめざします。

(1) 災害ボランティアセンター運営支援者養成講座の開催

(2) 災害ボランティアセンターマニュアルの見直し

6 ボランティア登録の推進と保険の加入促進

プラットフォームづくりに向けたボランティア登録の推進とボランティア活動中に起こる様々な事故に備えて、ボランティアの登録、及び保険加入を推進します。

7 生活支援ボランティア活動の組織化

家事援助など生活支援ボランティアの養成と登録（個人会員）を推進するとともに、ボランティアを行っている団体、NPOなど非営利の団体に登録を呼びかけ、生活支援活動のプラットフォームをつくり、家事支援などを行います。

8 外出支援ボランティア活動の実施

高齢者、しょうがい者等の外出支援活動として、福祉有償運送の事業の充実を図ります。

9 住民参加型在宅福祉サービスに対する支援

ボランティア活動のみならず、NPO法人などが実施する非営利ながら有償のサービスを行う住民参加活動は、在宅生活支援活動の重要な取り組みとして位置づけられています。

また、今後は災害時の救援活動を中心として、NPO法人との連携も重要視されていますので、NPO法人などが実施する住民参加型在宅福祉サービスの運営を継続的に支援していきます。

10 買物等生活課題の把握

自動車の運転ができない人等にとって、通院のみならず、日々の買物等も大きな生活課題となっています。移動販売の状況の把握や買物支援サービスなどについてのニーズ調査を行います。

## 平成27年度在宅福祉サービス事業計画書

### 1 在宅福祉サービス事業の実施

平成27年4月から介護保険制度の改正により、大幅な事業運営の見直しが必要となります。

地域支援事業への本格的移行は、八女市では平成29年度からと言われていますが、この経過措置期間にどれだけの組織強化ができるかが鍵になると思われま

す。在宅の要介護者が、地域の中で孤立することなく、その人らしく暮らし続けるために必要な在宅福祉サービスを提供するには、行政や医療機関、関係福祉団体との連携強化に努めるとともに、社協の地域福祉係と連携することにより地域の実情に合ったネットワークの構築及び充実が必要となります。今年度は、地域を意識しながら、地域に密着した事業展開をしていきます。

また、4月から八女市第二次予防介護事業（はつらつ健康づくり教室）を受託し、事業を開始します。各支所在宅福祉係だけでなく、社協全体での協力体制による事業実施を行います。

このような介護予防事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」につながる事業でもあり、その基盤整備に努めていかなければなりません。

しょうがい者に対する支援についても、総合支援法に基づく福祉サービスや地域生活支援事業を実施していきます。

#### (1) 生きがいデイサービス事業の受託・実施

生きがいデイサービス事業を八女市より受託し実施します。市内に住所を有する概ね65歳以上の方で、介護保険制度によるサービスを利用するまでには至らない在宅の虚弱な高齢者が対象となります。社会的孤立感の解消や、自立生活の助長及び生きがいの増進を図ることを目的として、上陽支所、黒木支所、立花支所、矢部支所、星野支所の5ヶ所で行い、介護職員及び看護師などによる健康チェックや健康運動指導士などによる介護予防体操、レクリエーション、昼食の提供などを実施します。

① 利用料 → 1回 1,000円

② 利用回数 → 月に2回までの利用

#### (2) 二次介護予防事業（はつらつ健康づくり教室）

二次介護予防事業（はつらつ健康づくり教室）を八女市より受託し実施します。市内に住居を有する概ね65歳以上で、介護保険制度の認定を受けていない、日常生活機能が低下している在宅の高齢者が対象になります。運動器や口腔の機能向上、栄養改善、認知機能低下予防、閉じこもり予防の複合的プログラムを実施し、要介護（要支援）状態にならないようにすることが目的です。また、介護予防の意識を高めてもらうことにより、地域でいきいきとした生活が送れるよう支援します。

事業実施場所は、多世代交流館・共生の森、上陽支所、黒木支所、立花支所、矢部支所、星野支所の6ヶ所で行い、健康運動指導士、看護師、歯科衛生士、栄養士などの専門スタッフが会場を巡回し、リハビリ訓練を重視したプログラムを実施するほか、レクリエーション、昼食の提供などを実施します。

① 利用料 → 1回 1,000円

② 利用回数 → 月に4回までの利用

(3) 高齢者生活支援ヘルパー派遣事業の受託・実施

介護保険制度や障害者総合支援法による福祉サービスの対象者外で、日常生活に支援が必要な方に、八女市から委託を受けて、訪問介護サービスを行います。

(4) 給食（配食）サービス事業の受託・実施

食事の提供による健康の保持、見守り、安否確認を兼ねた配食サービスを実施します。

上陽支所・・・平日の月曜・火曜・水曜・金曜・土曜の夕食を立花支所で調理し、配食します。毎週木曜日の昼食については、給食ボランティア活動により、調理と配食を行います。

立花支所・・・平日の火曜・水曜・木曜・金曜・土曜の夕食を調理し、配食します。

黒木支所・・・平日の火曜・水曜・木曜・金曜・土曜の夕食を立花支所で調理し、配食します。

上陽町を除く旧八女市、矢部村、星野村では、地元の民間事業所が受託し、配食サービスを実施します。

① 個人負担額 400円

(5) 学童保育所の受託・運営

八女市上陽地区の上陽北浜学園の敷地内に設置された学童保育所を受託し運営します。

(6) シルバーハウジングLSA派遣事業

高齢者世話付住宅（5棟10世帯）に居住する高齢者の住宅に生活援助員を派遣（LSA派遣）して生活指導、相談、安否の確認及び緊急通報システムの活用にて緊急時の対応を行い、居住者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう努めます。

## 2 介護保険事業及び介護予防事業

介護保険事業及び介護予防事業については、介護保険の認定を受けた要支援者、要介護者の方及びその家族を支援する在宅福祉サービスとして、事業を実施していきます。各事業所が情報交換を行い、連携を図りながら、地域での暮らしを支えています。さまざまなニーズに対し、困難な福祉課題を地域住民も巻き込みながら各関係機関と連携して取り組み、充実した福祉サービスの提供ができるように努めます。また、サービスの提供については、職員の資質向上のための講習会や研修会の参加を推進し、サービスの質の向上に努めます。

(1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業の実施

黒木支所、立花支所の2カ所で実施します。職員の定例会（ミーティング等）、内部研修を実施したり、外部研修参加によりサービスの質の向上を目指すと共に利用者拡大にも取り組みます。

(2) 通所介護事業・介護予防通所介護事業の実施

上陽支所、立花支所、矢部支所、星野支所の4カ所で実施します。黒木支所では実施していませんので、各支所のデイサービスでカバーします。また、職員の定例会（ミーティング等）、内部研修を実施したり、外部研修参加によりサービスの質の向上を目指すと共に利用者拡大にも取り組みます。

(3) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴介護事業の実施

黒木支所で行います。サービス提供地域は、八女市全域で事業を展開します。

(4) 居宅介護支援事業の実施

黒木支所において上陽町、黒木町、矢部村の範囲を効率的にカバーします。本事業は、黒木支所、立花支所、星野支所の3カ所で事業を展開し、連携を取りながら利用者件数の拡大を図っていきます。

(5) 特別養護老人ホーム事業及び短期入所生活介護事業の実施（矢部支所）

入所定員30名、短期入所生活介護定員4名の併設型空床利用型。

日常生活の機能訓練や健康管理の援助を行い、機能の維持向上を図り、自立支援を目指します。各種委員会の開催、内部研修の充実により資質の向上を図り、利用者に寄り添ったサービスの提供に努めます。

また、地域の利用者の多様なニーズに対応できる短期入所の受け入れを行うと共に地域に出向き、地域住民との交流の機会を設ける活動を継続して実施していきます。

3 しょうがい福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づくサービスの提供を行います。サービス提供地域については、八女市全域で実施します。

- (1) 居宅介護事業の実施
- (2) 地域生活支援事業の実施
- (3) 就労継続支援B型事業の実施

4 葬祭事業の実施

葬祭事業を行うことで、市民に利用しやすく、市民の負担軽減を図るため霊柩車の運行や祭壇の貸し出し、会葬品等の斡旋事業を実施します。

(1) 葬儀用祭壇の貸出事業の実施

矢部支所で葬儀用祭壇の貸出事業を実施します。

(2) 霊柩車の運行

黒木支所、矢部支所、星野支所（授産所麻生園）で実施します。矢部支所、星野支所では霊柩車の運行を葬儀当日の自宅・斎場から火葬場までの搬送に改めます。

(3) 会葬品等の斡旋

矢部支所、星野支所（授産所麻生園）で、会葬礼状等の印刷、会葬品の斡旋などを行います。

## 平成27年度施設運営管理事業計画書

本会では、本所である八女市社会福祉会館及び、市の指定管理施設である5か所の支所と、低所得者（しょうがい者含む。）の授産施設として授産所麻生園の管理運営を行います。

また、八女市地域福祉センター（上陽支所）、八女市黒木地域交流センター「ふじの里」（黒木支所）、八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」（立花支所）、八女市高齢者生活福祉センター（矢部支所）、八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」（星野支所）はすべて、市から福祉避難所の指定を受けていますので、避難所設置時の人的な配置、食料の備蓄等の運営については、市の各支所と連携を図り効率的な運営を図ります。

### 1 施設運営管理事業の実施

#### (1) 八女市社会福祉会館の運営

本所は、総務係（法人運営、経理、庶務、契約、財産の管理、福祉会館管理等）及び地域福祉係（ふれあいのまちづくり事業（小地域福祉活動・総合相談・福祉教育活動・広報啓発・ふれあいサロン活動支援等）、ボランティアセンター事業、広報活動、日常生活自立支援事業、高齢者相談センター事業、日赤、献血、共同募金、生活福祉資金等）の運営を行います。

#### (2) 八女市地域福祉センターの運営

上陽支所は、総務地域福祉係（支所の庶務及び高齢者相談センター事業・総合相談・小地域活動等の地域福祉系の業務・センター管理等）及び在宅福祉係（介護保険事業、生きがいデイサービス事業、二次介護予防事業等）で運営を行っていきます。

#### (3) 八女市黒木地域交流センター「ふじの里」の運営

黒木支所は、総務地域福祉係及び在宅福祉係で運営を行います。

また、センターの設置目的である、地域内交流、地域間交流の促進を図る事業や、センター利用促進のための送迎バスの運行、ふじの里直売コーナーを設けて利用者の利便性・利用拡大を図り、また、事業者や個人の出品を呼びかけ、地域の活性化を図ります。

#### (4) 八女市立花総合保健福祉センター「かがやき」の運営

立花支所は、総務地域福祉係及び在宅福祉係で運営を行います。

また、センター利用促進のための送迎バスの運行や食堂事業、売店事業を行い、利用者の利便や利用の拡大を図ります。

#### (5) 八女市高齢者生活福祉センターの運営

矢部支所は、総務地域福祉係、在宅福祉係及び福祉施設係（特別養護老人ホーム「ゆいのもり」）で運営を行います。

また、居住部門として、高齢者生活福祉センター事業を行います。この事業は、一人または二人暮らしの方で、独立して生活することに不安がある高齢の方が、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう生活支援、家族及び関係機関との連絡調整を行っています。入居者の体調把握、介護予防体操・レクリエーションに取り組み、また施設の畑では、季節の野菜作り、花壇づくりができます。居住者の高齢化が進んでいますが、地域との交流会や施設の行

事への参加ができ、孤立感をなくせるよう、楽しみづくりに努めます。

① 居住部門 定員20名（個室14室、二人部屋3室）

(6) 特別養護老人ホーム「ゆいのもり」の運営（在宅福祉事業p21 2の(5)参照）

(7) 八女市星野総合保健福祉センター「そよかぜ」の運営

星野支所は、総務地域福祉係、在宅福祉係及び福祉施設係（授産所麻生園）で運営を行っています。センター利用促進のため、年間を通して写真や、押し花等を展示します。また、売店で星野産の野菜やお茶等を中心に販売し地域の活性化を図ります。

また、高齢者生活福祉センター居住部門事業の運営を行います。

① 居住部門 定員10名（個室8室、二人部屋2室）

(8) 授産所麻生園の運営

各授産部門が厳しい経営状況下にあります。効率的な運営を行いながら、印刷・加工・葬祭・受託事業の4事業を行います。

また、障害者自立支援法に基づき就労継続支援B型事業を行い障害者福祉サービスの提供を行います。

印刷事業につきましては、行政機関及び民間業者における経費節減の影響等により厳しい状況下にあります。地場産業のより一層にご利用をいただけるように更なる技術の向上・信頼性の維持確保に努め、より経費を押さえ効果的な事業運営を行います。

加工事業につきましては、高齢者が増えていく中で利用者の維持確保に努め、利用者の高齢化に対応するため、健康管理・作業の安全確保に努めます。

葬祭事業につきましては、霊柩車の運行を葬儀当日の自宅・斎場から火葬場までの搬送に改め、地域住民のニーズに対応できるように努めます。

受託事業につきましては、公園及び体育センターの清掃管理を実施します。

職員一丸となり経営及び福祉サービス提供者としての意識の向上を図り、安全管理はもとより安定した施設の経営に努めます。